

**「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部改正(案)」
に対する意見の概要及び神戸市の考え方**

(※ご意見の内容は、いただいたご意見の主旨を損なわない範囲で要約しています。)

意見提出件数：3件

意見の概要		神戸市の考え方
1	歩道と道路の接続部分の段差がまだまだあります。 神戸市は「マウントアップ歩道」が多く、明石市は、「セミフラット歩道」にどんどん切り替えており、車いすだけでなく、自転車も走りやすいため、神戸市でもセミフラット歩道を整備しなければならないと思います。	高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する方々などが歩きやすい安全で安心なみちづくりを進めるため、ベンチや手すり、スロープの設置などのユニバーサルデザインの視点も取り入れながら、ご意見にある「歩道と道路の接続部分の段差解消」をはじめとした道路のバリアフリー整備に順次取り組んでいます。
2	神戸市西区玉津支所がリニューアルされて、平日夕方の放課後や、休日に子どもたちが集まっている。 玉津支所の自転車置き場が自転車で溢れており整備が必要です。	曜日や時間帯によっては駐輪場に自転車があふれ、自転車が出入りしづらい状況となります。 一方で、それ以外の時間帯では現状の駐輪場で問題なくご利用いただけており、また新たな駐輪場を整備する余剰スペースもあります。 限られたスペースを有効にご利用いただくため、まずは掲示物等にて駐輪位置を明示し、利用者に整列駐輪を促していく予定です。 それに加えて、歩行者と自転車利用者が安全に庁舎を利用いただけるよう、駐輪場周辺での案内サイン等の設置も検討しています。
3	自転車を買えない子どもたちのために、無料または低料金の貸与制度が必要なのではないか。	こども用自転車の貸与制度は、実施していませんが、外出時には、大人が同伴する小学生以下2人までの市バス・地下鉄の料金が無料になるエコファミリー制度をご活用いただけます。 また、通学に自転車が必要な場合、生活保護の一時金として自転車の購入費用が支給される場合があります。 引き続き、どのような施策が効果的か検討し、バランスの取れた切れ目のない支援の充実に努めていきたいと考えています。